第百三十一条の十中「第七十八条の二第四項第六号」の下に「（法第七十八条の十四第三項において同号を準用する場合を含む。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（法第七十八条の二第五項の厚生労働省令で定める基準）

第百三十一条の十の二　法第七十八条の二第五項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

第百三十一条の十一中「第七十八条の二第五項第二号の二」を「第七十八条の二第六項第二号の二」に改める。

第百三十一条の十二中「第七十八条の四第四項」を「第七十八条の四第五項」に改め、「基準のうち」の下に「、同条第三項第一号から第四号までに掲げる事項については」を加える。

第四章第三節中第百三十一条の十四の次に次の一条を加える。

（法第七十八条の十四第二項の厚生労働省令で定める基準）

第百三十一条の十五　法第七十八条の十四第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　市町村長は、選考基準を設け、当該基準を公表するとともに、当該基準に基づいて選考をし、指定地域密着型サービス事業者を決定すること。

二　市町村長は、公募を行う旨を公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により周知すること。

三　市町村長は、応募の受付期間を十分に確保すること。

四　市町村長は、選考の結果、指定地域密着型サービス事業者を決定しなかったときは、当該選考後一定期間内に再度公募を行うこと。

第百三十二条の二第二項中「場合」の下に「及び同項第八号ニの厚生労働省令で定める同号に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合」を加える。

第百三十三条第一項中「前条」を「第百三十二条」に改める。

第百三十四条の二の見出し中「場合」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、法第八十六条第二項第七号ニの厚生労働省令で定める同号に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

第百四十条の三第一項第十二号中「第三十五条の六」を「第三十五条の十一」に改める。

第百四十条の十七の次に次の一条を加える。

（法第百十五条の二第三項の厚生労働省令で定める基準）

第百四十条の十七の二　法第百十五条の二第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

第百四十条の二十四第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、令第三十五条の十二において読み替えられた法第百十五条の十二第七項において準用する法第七十八条の二第九項の規定により法第百十五条の十二第二項第四号の規定が適用されない場合であって、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十三号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

第百四十条の二十四第一項第十二号中「第三十五条の七」を「第三十五条の十三」に改める。

第百四十条の二十四第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、令第三十五条の十二において読み替えられた法第百十五条の十二第七項において準用する法第七十八条の二第九項の規定により法第百十五条の十二第二項第四号の規定が適用されない場合であって、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十三号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

第百四十条の二十六第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、令第三十五条の十二において読み替えられた法第百十五条の十二第七項において準用する法第七十八条の二第九項の規定により法第百十五条の十二第二項第四号の規定が適用されない場合であって、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十三号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

第百四十条の二十七の次に次の一条を加える。

（法第百十五条の十二第三項の厚生労働省令で定める基準）

第百四十条の二十七の二　法第百十五条の十二第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

第百四十条の二十九中「第百十五条の十四第四項」を「第百十五条の十四第五項」に改め、「基準のうち」の下に「、同条第三項第一号から第四号までに掲げる事項については」を加える。

第百四十条の三十二第一項第十四号中「第三十五条の八」を「第三十五条の十四」に改め、同条第二項中「第百十五条の四十五第三項」を「第百十五条の四十六第三項」に改める。

第百四十条の三十三第二項中「場合」の下に「及び同項第八号ニの厚生労働省令で定める同号に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合」を加える。

第百四十条の四十四第一項第一号を次のように改める。

一　第百四十条の四十八第一号の計画の基準日前の一年間において、提供を行った介護サービス（法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が百万円以下であるもの

第百四十条の四十六及び第百四十条の四十七を次のように改める。

（法第百十五条の三十五第二項の規定による公表の方法）

第百四十条の四十六　都道府県知事は、法第百十五条の三十五第一項の規定による報告を受けた後、当該報告の内容を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に同条第三項の調査を行ったときは、当該調査の結果を公表することをもって、当該報告の内容を公表したものとすることができる。

（法第百十五条の三十五第三項の厚生労働省令で定める介護サービス情報）

第百四十条の四十七　法第百十五条の三十五第三項の厚生労働省令で定める介護サービス情報（同条第一項に規定する介護サービス情報をいう。以下同じ。）は、別表第一及び別表第二に掲げる項目に関する情報とする。

第百四十条の五十一各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、適正な調査の実施に支障がないと認めるときは、これに代えて、都道府県知事が定める方法によることができる。

第百四十条の五十三中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。